

栃木国際教育学院 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、広く日本文化に対する理解促進を図り、もって日本と各国の架け橋となるような国際社会に役立つ人物を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、栃木国際教育学院 という。

(位置)

第3条 本学は、栃木県宇都宮市西1丁目2番地3号に置く。

(自己点検および評価) ※平成30年10月1日より追加

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学の設置コース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

※平成30年10月1日よりコース名を就職コース、修業期間を1年に変更

コース名	修業期間	収容定員	クラス数
就職コース	1年	110人	6クラス
計		110人	6クラス

2 教育課程に支障のない時間において、本校の設置目的を実践するために各種の研修及び講習を実施することがある。

3 前項の研修等の要領については、その都度別に定める。

(始期・終期等)

第6条 本学の就職コースは4月または10月に始まり、それぞれ修業期間を1年とし、経過後の3月または9月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

春学期 4月上旬から6月下旬

夏学期 7月上旬から9月下旬

秋学期 10月上旬から12月下旬

冬学期 1月上旬から3月下旬

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏休み(8月中旬)
- (5) 年末年始休業(12月下旬から1月上旬まで)
- (6) 冬学期末休業(3月下旬から4月上旬まで)

※平成30年10月1日より下記を新たに追加

- (7) ゴールデンウィーク休業(4月29日から5月5日まで)
- (8) 春学期末休業(6月下旬から7月上旬まで)
- (9) 秋学期末休業(9月下旬から10月上旬まで)

- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は次のとおりとする。

午前 1時限 9:30～10:15	午後 1時限 13:45～14:30
2時限 10:20～11:05	2時限 14:35～15:20
3時限 11:10～11:55	3時限 15:25～16:10
4時限 12:00～12:45	4時限 16:15～17:00

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程、授業科目、授業時数等は下記表の通りとする。

授業科目	内容	週当たり授業時数等 時間(週)				
		初級	初中級	中級	中上級	上級
総合日本語	メイン教材を使用し、総合的な日本語力を養成する。 読解、漢字、語彙も含まれる。	13.5	13.5	7.5	7	7
発音・会話	自然で滑らかな発音、スピードで、やりとりする力をつける	4.5	4.5	5.5	6	6
聴解	はっきりとした標準的な話し方であれば理解できるようにする	1	1	1	1	1
ビジネス	日本事情やビジネスマナーを理解し、就職活動やビジネスの場面で必要な日本語を身につける。	1	1	6	6	6
計		20	20	20	20	20

※ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

	1 学期目	2 学期目	3 学期目	4 学期目
レベル	初級	初中級	中級	中上級
	初中級	中級	中上級	上級

※入学時のプレースメントテストの結果により、スタートレベルが変わる。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、期末テストの成績をもとに各学期末に4段階評価する。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員5人以上(うち専任2人以上)
- (4) 生活指導担当者 2人以上(うち専任1人以上)
- (5) 事務職員2人以上(うち専任1人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了、または修了する見込みがある者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のにおける保証人を有する者
- (5) 日本留学、日本語学習の目的を「就職」とする者
- (6) 本校所定の入国前日本語学習を完了できる者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続き)

第14条 本校に入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本学が定める入学願書及びその他の書類に必要事項を記載し、第20条(1)に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

※令和5年1月1日より下線部を追加

第15条 学生が疾病やその他やむを得ない事由によって、6日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長又は副校長の許可を受けなければならない。

2 休学したものが復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て校長又は副校長の許可を得て復学することができる。

(転学・退学)

第16条 転学または退学しようとする者は、その事由を校長の許可を得なければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について別に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

※平成30年10月1日より下記を追加

3 認定されるものは、下記条件を満たさなければならない。

	卒業	修了
在籍期間	1年以上	1年未満
学期出席率	97%以上	97%以上
期末試験	全て受験	全て受験

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 処分退学者については、再入学を認めない。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 22,000円
- (2) (1)以外の納付金 ※令和6年6月7日より下記に変更

支払い回	初回	2回目	合計
入学金	55,000円	—	55,000円
授業料	363,000円	363,000円	726,000円
教材費・行事費等	30,000円	30,000円	60,000円
合計	448,000円	393,000円	841,000円

(表示金額はすべて税込)

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。入学を許可された場合、学費負担者、保証人又は本人は、前条に定める入学金、授業料及び教材費・行事費を納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらずその始期に属する月(の翌月)から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 本学の生徒納付金の返還は下記のとおりとする。

- (1) 在留資格認定証明書の交付、不交付に関わらず、入学検定料は返金しない。
- (2) 在留資格認定証明書交付後に入学を辞退する場合、在留資格認定証明書、及び、入学許可書を返却後に、入学検定料、及び、入学金を除いた納付金を返金する。
- (3) 授業開始後に退学する場合、すでに支払った授業料及び教材費・行事費の総額より、授業経過月分から残余月分の100分の20を差し引いた金額を差し引いた金額を返金する。入学金は返金しない。

第6章 雜 則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

改定:平成30年10月1日、令和5年1月1日、令和6年3月25日、令和6年6月1日、令和7年2月28日

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日： 2025年 4月 1日

日本語教育機関名：栃木国際教育学院

設置者名：株式会社ジェント

課程修了者の日本語能力習得状況等		基準適合性
第44号：大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及び「日本語教育の参考枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上		○

基準該当者割合 ② ÷ (① + ③)	93.8%	
課程修了者数（※1、※2）①	78	
基準該当者合計数（実人数）②	76	左記「基準該当者合計数（実人数）」のうち退学者数（44号ただし書き）③ 3

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳		就職1年コース			
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数（上記②）」は実人数を算出する必要があるため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	9			
	b. 入管法別表第一の1の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数	61			
	c. 「日本語教育の参考枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	6			

※「日本語教育の参考枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者（C）については、「日本語教育の参考枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数（②）及び内訳（a～cのそれぞれの合計）の公表の方法
当校HP（ https://tiei.jp/ja ）にて公表